

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

佐賀県人事委員会委員長 坂本洋介

佐賀県人事委員会規則第47号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	円	略			円	略	
1年未満	<u>368,800</u>			1年未満	<u>369,500</u>		
1年以上2年未満	<u>368,800</u>			1年以上2年未満	<u>369,500</u>		
2年以上3年未満	<u>368,800</u>			2年以上3年未満	<u>369,500</u>		
3年以上4年未満	<u>368,800</u>			3年以上4年未満	<u>369,500</u>		
4年以上5年未満	<u>368,800</u>			4年以上5年未満	<u>369,500</u>		
5年以上6年未満	<u>368,800</u>			5年以上6年未満	<u>369,500</u>		
6年以上7年未満	<u>368,800</u>			6年以上7年未満	<u>369,500</u>		
7年以上8年未満	<u>368,800</u>			7年以上8年未満	<u>369,500</u>		
8年以上9年未満	<u>368,800</u>			8年以上9年未満	<u>369,500</u>		
9年以上10年未満	<u>368,800</u>			9年以上10年未満	<u>369,500</u>		
10年以上11年未満	<u>368,800</u>			10年以上11年未満	<u>369,500</u>		
11年以上12年未満	<u>368,800</u>			11年以上12年未満	<u>369,500</u>		
12年以上13年未満	<u>368,800</u>			12年以上13年未満	<u>369,500</u>		

改正前		改正後	
13年以上14年未満	<u>368,800</u>	13年以上14年未満	<u>369,500</u>
14年以上15年未満	<u>368,800</u>	14年以上15年未満	<u>369,500</u>
15年以上16年未満	<u>368,800</u>	15年以上16年未満	<u>369,500</u>
16年以上17年未満	<u>364,800</u>	16年以上17年未満	<u>365,500</u>
17年以上18年未満	<u>360,800</u>	17年以上18年未満	<u>361,500</u>
18年以上19年未満	<u>356,800</u>	18年以上19年未満	<u>357,500</u>
19年以上20年未満	<u>352,800</u>	19年以上20年未満	<u>353,500</u>
20年以上21年未満	<u>348,800</u>	20年以上21年未満	<u>349,500</u>
21年以上22年未満	<u>331,900</u>	21年以上22年未満	<u>333,800</u>
22年以上23年未満	<u>314,700</u>	22年以上23年未満	<u>316,600</u>
23年以上24年未満	<u>298,000</u>	23年以上24年未満	<u>299,900</u>
24年以上25年未満	<u>281,100</u>	24年以上25年未満	<u>283,000</u>
25年以上26年未満	<u>264,200</u>	25年以上26年未満	<u>266,100</u>
26年以上27年未満	<u>243,400</u>	26年以上27年未満	<u>245,300</u>
27年以上28年未満	<u>223,000</u>	27年以上28年未満	<u>224,900</u>
28年以上29年未満	<u>202,600</u>	28年以上29年未満	<u>204,500</u>
29年以上30年未満	<u>181,800</u>	29年以上30年未満	<u>183,700</u>
30年以上31年未満	<u>159,900</u>	30年以上31年未満	<u>161,800</u>
31年以上32年未満	<u>138,000</u>	31年以上32年未満	<u>139,900</u>
32年以上33年未満	<u>116,300</u>	32年以上33年未満	<u>118,200</u>
33年以上34年未満	<u>84,400</u>	33年以上34年未満	<u>88,200</u>
34年以上35年未満	<u>54,600</u>	34年以上35年未満	<u>58,400</u>
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。